

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

整理番号	33	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	33)			提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」の見直し

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

森林クラウドシステム上において地番等の情報公開が可能となるよう「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現状】

林野庁 HP 上で公開されているセキュリティガイドラインに従うと、都道府県が運営する森林クラウドシステム上で、地番等を公開できず、林地の位置情報を確認することができない。

森林経営管理制度では、自治体が林業経営者に手入れの行き届いていない森林の管理(間伐など)を委託するにあたり、地図上で林地の位置情報を示す必要がある。

一方で、「森林クラウドシステム」(林野庁が導入を促進する林地情報オープンデータ)には、地番情報が記載できず、林地の区域を示す図面として活用できない。

そのため、登記事項証明書や森林計画図などを参考としているが、取得の手間が生じている。

【支障事例】

地番等が個人情報に該当することで、システムを地図情報として活用できていない。

林野庁は森林資源情報のデジタル化を推進するため、全国で「森林クラウドシステム」の導入を進めているが、「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」にて、地番等は個人情報に該当するとされており、公開することができず、地図情報の活用の支障となっている。

なお、地番等とは、地番、大字、字、林相、面積、「在村・不在村」、区割り図(他の土地との境界位置を示すもの)を見込んでいる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

森林クラウドシステムにて、地番等の情報が公開されることで、森林経営管理を行うにあたっての情報収集の利便性が向上し、同システムを最大限活用することが可能となる。

根拠法令等

森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滋賀県

○森林クラウドシステムへの地番情報の掲載は適切な森林経営管理を実施するに当たり必要なことと考える。林野庁におかれても地番情報を含めた森林情報のオープンデータ化に関する検討を進めていただいているが、検討が完了した暁には森林クラウドに関する情報セキュリティガイドラインについても内容の整合を取っていただくことで個人および個人関連情報の適正な利用につながると考える。

各府省からの第1次回答

地方公共団体が保有する地番等の情報については、当該地方公共団体において他の情報と容易に照合ができ、それにより特定の個人を識別できる場合には、「個人情報の保護に関する法律」の下では個人情報に該当することとなるが、同法の規定に基づき、個人情報の利用目的の一つとして当該情報を公開することを明らかにした個人情報ファイル簿を作成・公表することにより、公開することが可能であると考えられる。ご指摘の「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」は、森林クラウドシステムの参考情報として、民間団体である「森林GISフォーラム」が公開しているものであるが、林野庁においては、法の規定等を踏まえ、地番情報を含めた森林情報のオープンデータ化に関する検討を進めているところであり、検討が完了した際には、同ガイドラインについても整合的な内容になるよう更新を働きかけてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「個人情報ファイル簿を作成・公表することにより、公開することが可能」とのことだが、個人情報保護法第75条に規定する個人情報ファイル簿とは、行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、そのファイルの名称や利用目的などを体系的に整理することによって、国民に分かりやすく公開することを目的として作成・公表されるものである。そのため、個人情報ファイル簿の作成・公表をもって、当該個人情報を公開して良いとする根拠にはなり得ないものと認識している。ご教示の通り、「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」は民間団体が公開しているものであることから、同ガイドラインを個人情報公開の根拠にすることは困難であると考えられるため、貴省所管の個別法令及び事務連絡等により、森林クラウドシステムの運用にあたっての地番等の情報公開を可能とする旨の貴省の見解を文書により示していただくことが必要と考える。当該文書の発出とあわせて、「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」についても速やかに整合的な内容となるよう働きかけをお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

林野庁では、令和5年10月から有識者や都道府県を交えた「森林関連情報のオープンデータ化等に関する検討会」を開催しており、個人情報の保護に関する法律の規定等を踏まえ、地番情報を含めた森林情報のオープンデータ化に向けた課題整理などを進めているところ。今後は、本年7月に改正された「オープンデータ基本指針」（デジタル社会推進会議幹事会決定）も踏まえつつ、検討会での意見交換を通じて、年度内を目途に検討結果を取りまとめ、文書として示してまいりたい。これに併せて、「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン」についても整合的な内容となるよう、森林GISフォーラムに更新を働きかけてまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【農林水産省】

(5) 森林法(昭26法249)

(iii) 森林関連情報に該当する地番等については、森林関連情報のオープンデータ化等に関する検討会における議論を踏まえ、森林クラウドシステムにおいてオープンデータとして活用可能とすることについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。